

## 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

### 1. はじめに

本取組方針は、平成19年7月6日付総務省通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」に基づき、長門市の技能労務職員の現状と今後の見直しに向けた方針を定めるものです。

### 2. 長門市技能労務職員の現状

#### (1) 技能労務職員の人数、年齢、平均給料月額等の現状

(平成19年4月1日現在)

区分	人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長門市	45人	47.6歳	335,833円	359,275円
				354,496円
国	5,193人	48.8歳	287,094円	320,514円

#### (2) 職種別技能労務職員の人数、年齢、平均給料月額等の現状

(平成19年4月1日現在)

職種区分	人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額a
A 清掃職員	6人	34.6歳	277,833円	341,401円
B 給食調理員	28人	49.4歳	336,411円	347,564円
C 用務員	3人	55.1歳	359,033円	363,567円
D 公用車運転手	2人	44.0歳	336,750円	392,448円
E その他	6人	50.0歳	379,233円	418,596円

#### (3) (2)に対応する民間従業員のデータ

職種区分	人数	平均年齢	平均給与月額 b	参考a/b
A 廃棄物処理業 従業員	-	43.3歳	299,800円	1.14
B 調理師	-	44.3歳	271,500円	1.28
C 用務員	-	53.9歳	227,200円	1.60
D 自家用乗用自 動車運転手	-	47.4歳	269,900円	1.45
E その他	-	-	-	-

\* 民間データは賃金構造基本調査において公表されているデータを使用して

います(平成16年～平成18年の3年間)

\* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等において違いがあります。

\* 廃棄物処理業従業員及び用務員は全国平均、調理師及び自家用乗用自動車運転手は山口県の平均の数値である。

(4) 年齢別職員数

(人)

区分	20歳未満	20～23	24～27	28～31	32～35	36～39	40～43	44～47	48～51	52～55	56～59	60以上
清掃職員							1	1	1	3		
給食調理員						3		5	13	5	2	
用務員									1		2	
公用車運転手						1			1			
その他							1	1	1	3		
計						4	2	7	17	11	4	

(5) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(一)

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

緊急呼出手当	勤務時間外で緊急用務のため出勤した職員	緊急業務	1日 800円
犬猫死体処理手当	清掃業務従事手当を受けない職員	犬猫死体処理業務	1日 300円
清掃業務従事手当	清掃工場に勤務する職員 清掃工場以外に勤務する者	ごみ処理業務(4時間未満) 清掃業務	1日 600円 (300円) 1日 250円
火葬業務従事手当	火葬業務を本務とする職員 上記以外の職員	火葬業務	月額 10,000円 1体 2,000円
下水業務従事手当	浄化センターに勤務する職員 上記以外の職員	浄化センターでの作業業務 汚水が流入している管渠の調査、検査業務 下水道の現場作業業務	月額 3,500円 1日 400円 1日 400円

## ウ 昇給基準

毎年1月を昇給月と定め、それぞれの勤務実績等に応じて4号給(55歳を超える職員は2号給)の昇給を標準として定期昇給を実施しています。

## 3. 基本的な考え方

平成18年3月に策定した集中改革プランに基づく定員適正化計画により、平成18年度から平成21年度までの4年間で職員数を50人削減することとしており、技能労務職員については退職者不補充を原則としています。

また、現在策定中のアウトソーシング推進計画に基づき、一部業務の廃止や民間委託、指定管理者制度の導入等を推進していくこととしています。

給与面では、平成20年4月から行政職給料表(二)を導入することとしており、今後も国、県、近隣自治体の動向を参考にしながら、適切な運用となるよう努めます。

## 4. 具体的な取組

### (1) 給料表について

平成20年4月から行政職給料表(二)を適用します。

### (2) 特殊勤務手当について

一般職員及び技能労務職員に共通して支給される「緊急呼出手当」について、廃止を検討します。

### (3) 昇給のあり方について

平成19年度から人事評価制度の試行を実施しており、今後本格導入が実施された段階では評価基準に応じた昇給制度の運用を図ります。

## 5. その他

### (1) 民間委託の推進

・平成17年3月の合併時から、マイクロバス運転業務については一部民間委託を実施しているが、今後更に見直しを進め、平成21年度を目途に民間委託を実施します。

・斎場管理業務については4施設の統合を含め、全業務委託の可能性について検討します。

### (2) 事務事業の見直し

・平成20年度から学校用務員職場を廃止します。

・給食調理員について、平成22年度中に一部自校方式からセンター方式に統合します。

### (3) 職員数の削減見込み

平成18年度から平成21年度までの4年間で、集中改革プランの数値目標である50人の削減目標を上回る削減(平成18年度・19年度実績43人)を実施することにより、10年間の削減目標である100人削減を達成できる体制を確立します。